

令和３年度第５回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和３年７月１９日（月）１０：００～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、原田委員、金津委員

欠席委員：多々納委員

事務局出席者：寺本副教育長、成相副教育長、教育総務課長、教育総務課教育指導官、
学校教育課長、女子高校長、女子高事務長

１ 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は、お手元の次第の通り報告案件が３件、議案が３件ということになっている。

まず、このうち議案３件の公開・非公開の取扱いについてお諮りをしたいと思う。
会議規則第２条第１項但し書きによると、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席した教育委員の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるという規定になっている。議第９号並びに議第１０号については、令和４年度の教科書の採択に関するものであり、８月末に採択が正式決定されることになるが、それまでは公開できないため会議を非公開とし、令和３年３月３０日付で文部科学省初等中等教育局長から『教科書採択における公正確保の徹底等について』という通知にある通り、「静ひつな」と書いてあるが、静かで穏やかなさまということのようであるが、この環境を確保する中で、委員の皆様の御意見を伺いたいと思う。

また、議第１１号については、皆美が丘女子高の採用試験に関わる個人情報を取り扱う案件であり、これも非公開としたいと思う。

なお、会議規則第２条第２項により、この発議については討論を行わずにその可否を採決することになっている。

それでは、お諮りする。本日の議第９号、第１０号、第１１号については、非公開の取扱いとすることに異議はあるか。

……………異議なし……………

それでは、異議がないため、この３つの議案については非公開とさせていただきたいと思う。

この決定により、教育委員会会議を一旦閉じた後、引き続き非公開で委員会を開催し、３件の議案について審議を行うため、委員の皆様にはよろしくをお願いをする。

本日の会議は、いつもの通り新型コロナウイルス感染症防止対策のため、必要な措置を講じた上で開催する。出席者については必要最低限の人数での対応をすることになっているため、御理解をいただくようによろしくをお願いを申し上げる。

２ 会議録の確認（令和３年度第２回及び第３回）

……………意見・修正なし……………

３ 会議録署名者の指名（塩川委員、金津委員）

４ 報告【３件】

○藤原教育長

本日、報告が３件提出されている。

それでは、事務局から説明をお願いする。

【報告第８号 令和３年度第３回松江市議会定例会（６月議会）について】

○寺本副教育長

令和３年第３回松江市議会定例会が６月２１日から７月１３日まで開催され、第３回教育委員会会議で調製依頼の御承認をいただいた松江市立湖南中学校校舎大規模改修３期工事の請負契約締結について、また、財産取得について、予算案件の令和３年度松江市一般会計補正予算第４号は、７月２日に開催された教育民生委員会での審議を終え、閉会日である７月１３日に原案通り可決・採決となっている。

また、持ち回り開催の第４回教育委員会会議で調整依頼の御承認をいただいた損害賠償の額を定めることについても、閉会日である７月１３日に原案通り可決・採決となっている。ここに報告を申し上げる。

併せて、６月２８日から３０日の３日間に一般質問があり、２１人の市議会議員から 335

の質問があった。そのうち教育委員会に関するもの、お手元の議案集 3 ページから 6 ページに骨子を掲載している通り、11 人の市議会議員から 40 の質問を頂戴している。

項目別で申し上げますと、教育長の教育方針に関して 2 人から 2 つの質問。皆美が丘女子高に関して 1 人から 5 つの質問。新型コロナワクチン接種に関して 2 人から 2 つの質問。生理の貧困に関して 2 人から 2 つの質問。児童クラブについて 1 人から 4 つの質問。教職員の未配置・長時間労働に関して 1 人から 5 つの質問。就学援助など、市民生活の支援に関して 3 人から 6 つの質問。教育に関して 3 人から 6 つの質問。総合文化センター改修に関して 1 人から 4 つの質問。その他、学校のトイレの様式化・ヤングケアラー・旧町村地域の旧校舍活用、特別支援教育について、それぞれ 1 人から 1 ずつ質問があった。

この中で主だったものとして 5 つほど具体的に回答を御報告させていただきたいと思う。

まず、議案集の 3 ページ、質問順位 1 番の三島良信議員の教育長の教育方針についての御質問である。

このことについて、まず、「人口は地域力の源泉であり、都市活力を表す重要な指標だと捉えており、現在、松江市政の課題は、若者や女性という、このまちの将来を担う世代の転出に伴う人口の少子高齢の年齢構造を原因とする人口減少と都市活力衰退の懸念である。将来にわたって松江を魅力溢れるまちとして次の世代に継承していくためにも、生まれ育った松江で、そしてそれぞれの地域で住み続けていける持続可能なまちづくりの視点を持って、若者や女性をはじめ、全ての市民が住みやすいまちづくりに積極的に取り組むことで人口問題に正面から向き合っていかなければならないと考えている。住みやすいまちの実現を市政の目標に掲げ、エビデンスに基づいた効果的な政策を行っていくためには、各部局が一体となって取り組んでいかなければならない。教育分野においても、総合戦略、そして市長の市政方針に掲げられた目標、地域の将来を担う子供たちの育成、公民館活用や自治会活動を基盤とする、市民が支え合う共生社会に実現に向けた取り組みを着実に進めていかなければならないと考えている」ということ。

また、次世代を担う子供たちをどのように育てていくのかということについて、「松江のまちに誇りと愛着を持った子供たちの育成を基本としつつ、加えて自らの力で課題を見つけ、自らの力で解決できる能力の育成。最終的には、社会に出て自らの力で

生活していける力の育成ではないかと考えている。しかしながら、就任以降、教育現場を見て回る中で、子供たちは本当に多様な個性と様々な能力を持って生まれ育ってきており、また、様々な家庭環境の中で暮らしているということを改めて実感した。一律の手法では十分にその個性と能力を生かすための対応は難しいのではないかとということも感じている。厳しい財政状況の中ではあるが、従来からの教育行政の取り組み手法を新鮮な感覚で点検し見直す中で、少人数学級や特別支援学級の充実、ICT 教育の推進や小学校教科担任制の導入、地域や公民館活動と密接につながった体験型のふるさとを愛する心の醸成につながる教育の推進など、どれだけきめ細やかな対応ができるかが松江の教育力を示す指標になっていくものと考えている。また、子供たちに対する投資に必要な財源をどうやって確保していくのかという議論を行っていくことも重要ではないかと考えている。子供たちが持っている多様な個性と様々な能力を、全ての大人、そして子供たち自身が相互に尊重しながら支え合い育ち合わなければならないと感じている。できるだけ多くの子供たちが、将来この松江のまちに住みたいと思ってくれることを、また、どこに住んでいようと、松江のまちのことが大好きで、できる分野・範囲で松江のまちづくりに関わってくれる大人に育ってもらいたいと念願している。そして、今年度は本市の目指すべき教育の方向性を示す松江市の教育等の進行に関する総合的な大綱の改定作業を行うこととしているが、同じく今年度改定作業が行われる松江市総合計画との整合性を図りながら、総合教育会議で教育行政の変革期の現状を踏まえつつ、子供たちのため、そして市民のために望ましいことは何かという視点で議論を行い、教育の方向性を示す計画を策定し、示してまいりたい」との答弁をいたしている。

次に、質問順序 4 番、津森議員の質問番号 1 の市長の松江市立皆美が丘女子高等学校への思いや期待、今後あるべき姿についてというものに対してである。

このことについては、「中四国地方唯一の公立女子高であること、そして国際文化観光都市松江にある市立の女子高であるというユニークさを生かして魅力を高めていくことができると考えている。地元の県立大学や専門学校、さらには地域の皆さんや地元企業、市の各部局などとも連携し、将来の松江を支えてくれる女性を育てていく学校として、本市の人口環流の核となるような存在になることを期待している。そのためにも外国語学習や異文化交流に積極的に取り組み、多様化を受け入れる柔軟な考え方であるオープンマインドを身に付けさせるとともに、将来市民としての役割を果た

すことができる自らのキャリアを意識し行動できる生徒を育てる実践校として位置付けたい。特に、ほかにない特徴となる海外の学校との交流経験を通じて、グローバル社会の中で対応し、発信力や実践力を身に付けることのできる人材を輩出できるよう、他の公立女子高の事例を参考に研究してまいりたい」との答弁をいたしている。

続いて、質問順位 5 番、田中明子議員の質問番号 2、生理の貧困問題に関し、学校のトイレに生理用品を配備することについての御質問である。

このことについては、「現在、市立全ての小・中・義務教育学校及び女子高には、保健室に生理用品を常備しており、必要に応じて児童生徒が使用できる環境にあること。各校の養護教諭に調査を行ったところ、現時点で生理用品の購入が難しいという相談を受けたことがあるということはなく、また、学校のトイレには衛生的に生理用品を設置する場所がなく、従来通り保健室に置くことが望ましいとの回答を得ている。今後とも、生理用品に困ったときは、いつでも気軽に保健室に取りに行けるよう、女子児童生徒対象の体重測定時の保健指導の際や保険だより等で、子供たちはもとより、保護者にも周知をしていきたい」との答弁をしている。

めくっていただいて 4 ページ、質問順位 16 番の三島明議員の総合文化センター大規模改修についてである。

質問番号 1 では、「総合文化センターの開館の意義を改めて問うとともに、市としてこれからのプラバホールをどのように位置付け、どのような総合文化センターとしていくのか」という御質問をいただいている。

このことについて、「総合文化センターは、音楽専用ホールの建設を求める市民の熱い願いを基に、国際文化観光都市にふさわしい芸術文化振興の拠点として昭和 61 年に開設し、以降 35 年以上にわたり良質な音楽を身近に聞くことができる施設として市民に親しまれ、また、その優れた音響効果が国内外の演奏家から高い評価を受けている。この度の大規模改修は、今後も引き続き総合文化センターが松江市の芸術文化振興の拠点としての役割を担うことができるよう、必要な改修を行うことを目的とするものであり、特に大ホールにおいては、耐震など安全性を高める改修を行いつつ、音響効果の維持・回復を図り、さらには利用者の声を踏まえ客席の幅を広げるなど、より音楽を楽しんでいただけるような改修を計画している。また、一方で、センターは芸術文化活動の実践の場などとして地域の方々にも幅広く利用されており、より多様なニーズに対応できるよう、館内各施設の汎用性を高める改修も行いたいと考えている。

この度の大改修により、センターがこれまで以上に市民の皆さんに親しまれ、また、松江の文化力を生かしたまちづくりの実現に向け、一層の役割を果たすことができる施設としていきたい」との答弁をいたしている。

最後、5 ページ目、質問順位 18 番の中村議員の御質問。新型コロナワクチン接種に関して、「12 歳以上の子供たちについて、部活動や修学旅行など、活動・行事の参加にこのワクチン接種を条件とするようなことが今後あるのか」という質問についてである。

このことについては、「ワクチン接種については、体質や健康上の理由から接種を受けることができない子供たちもあり、その効果とリスクを理解した上で本人の意思で判断するものであり、16 歳未満の子供には保護者の同意が必要になる。そして、そのような状況では、特定の児童生徒が活動・行事等に参加できないことになり、不利益を被ることが考えられるため、ワクチン接種を活動・行事の参加条件にすることはないと考えている」との答弁をいたしている。

6 月議会の報告は以上である。よろしく願います。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○金津委員

生理の貧困問題についてであるが、先ほど「そういう相談を受けた報告はない」ということだったのだが、私も近年報道されていて見かけたのだが、やはりそれは言いづらいというか、言いにくいからそういう相談がないのではないかと思うのだが、実際、保健室に行けばあるということは生徒に認知されているのか。

○学校教育課長

このことについては、市内全ての小中学校の養護教諭にアンケートを取った。実際に保健室に常備しているということで、現状からいうと、特に困っているというような報告は受けていない。「実際に直接話をしながら、子供の困り感を掴むことが大事である」ということで、今回このような話題が出たため、これを機会にさらに積極的に子供とのコミュニケーションを図り、しっかりとそのようなところを把握するように

周知をしているという状況がある。

以上である。

○藤原教育長

金津委員がおっしゃったことはもちろんであるため、この機会に児童生徒への周知というのを徹底してやるようにという指示を出しているため、そうした状況も見ながら、より良い対応をしていきたいと思う。

それから、先ほど議会での質問の報告があったのだが、松江市のホームページの中に松江市議会というアイコンがあり、そこをクリックすると議事録というのが検索できる。過去のものから全て、例えば議員別や項目別など、キーワードを入れるとそれがヒットして連れてくるという仕組みになっているため、議会でどのようなやり取りが行われているかというのを見たい場合は、そこを調べていただくことができる。

それから、先ほど報告した6月議会は、9月議会が始まるまでには議事録が全てアップされるため、詳しく御覧になりたい場合はそちらを見ていただければ良いという状況になっている。

ほかに質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、報告第8号については以上とする。

【報告第9号 7月6日から大雨による市立学校の臨時休校等について】

○教育総務課長

議案は7ページからとなる。説明については、9ページをお開きいただきたいと思います。

大雨や大雪の臨時休校の対応については、台風などと異なり、地域によって状況が異なることから、今まで各学校長の判断としていた。

9ページの後ろのところに記載している1番の避難指示発令状況に記載の通り、7日については、早朝の5時30分には橋南地区に、6時には湖北・橋北地区に、6時50分には八雲町日吉に警戒レベル4の避難指示が発令されている。

それを受け、2番の市立学校の対応状況に記載をしているが、7月7日については、35校が臨時休校の措置をしている。

この臨時休校については、保護者に伝達する手段として、各学校ともスクールメールを活用して情報を発信した。しかし、この日については、この情報が保護者に伝わるのが遅れているという事象が一部発生している。

また、警戒レベル4の避難指示が発令されている状況の中、児童生徒に登校させることへの安全面、それから中学校校区内の小学校や中学校で休校判断が異なっていたことなどにより、保護者の混乱があった。

そこで7日の日に休校判断の見直しを行い、お手元の12ページのところに資料を付けさせていただいているが、『市立学校休校等の連絡方法について』ということで、教育委員会から学校長へ通知をさせていただいている。

その中身の具体であるが、保護者への伝達手段の確保として、今まではスクールメール1本であったが、ホームページへの記載を加えることとしている。

また、警戒レベル4の避難指示が発令されたその区域を校区とする市立学校を休校とするというところを変更点としてある。

ページをお戻りいただき、9ページのところに戻るが、8日の木曜日、9日の金曜日の両日は、登校時において警戒レベル4の避難指示が全市内に発令されており、新たに基準を定めたものに従い、市立学校は臨時休校という措置をしている。

なお、9日の金曜日についてであるが、11時5分に全市内に発令されていた警戒レベル4の避難指示が解除されている。

そして、10ページのところに記載をしているが、週を空けた12日になるが、早朝より雷を伴う豪雨となっていた。島根半島部において土砂災害が生じる状況となっていた。

登校時間帯である8時に警戒レベル4の避難指示の発令が出ている。この発令以前に市立学校の14校が臨時休校の判断をし、その他の学校についても始業時間を遅らせたり、終業時間を早め、集団下校や保護者へ迎えを依頼するなどの対応をしている。

児童クラブについては、13ページに対応状況を記載しているが、小学校の臨時休校に併せて閉所という扱いをさせていただいている。

この度の豪雨により、休校の判断、保護者への伝達、学校間の連携などの課題が浮き彫りとなり、新たな基準の作成などの対応を行った。

今回の対応の振り返りを行い、学校と一緒に改善すべき点の整理を行ってまいりたいと考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○原田委員

先日の大雨では、皆さんお忙しい中大変だったと思うのだが、保護者からは、まず、朝早かったことで、学校からの連絡がだいぶ遅くなってしまったということで、保護者の間で「どうなるのか」というお話がたくさん出ていたのだが、やはりこれからは学校の判断は判断として保護者の判断基準として持ちながら、保護者は保護者として、「うちの子は、ここから行かせるのは少し厳しい」というような判断を保護者もきちんとしていけないといけないということを思った。その上で、「うちはお休みにした」というときに出席扱いにさせていただくとか、そういうところを学校には考えていただきたいというように思った。

あと、前はスクールメールに『開封済み』というボタンが付いていたのだが、最近はそのボタンが見当たらない。そのボタンを押したら開封ということになって、開封していないところには電話がいくというシステムだったと思うのだが、今はそのシステムがどうなっているのかをお伺いしたいと思う。

○教育総務課長

原田委員様から2点の御質問をいただいているかと思う。

まず、1点目の今回の豪雨が早朝だったということで、学校の連絡が遅かった。保護者は判断に非常に困ったということである。先ほどの報告で、最後のほうに御説明させていただいたが、今、教育委員会の中では、この豪雨の対応について振り返りをしている。その中で、教育委員会で事前に定めるべきもの、学校長がきちんと判断すべきもの、最終的には各御家庭ごとの目の前の状況というのも違うと思うため、保護者の皆様で判断をしていただくこと、この3つが重要だというように考えているため、その整理をやっていきたいというように考えている。

それから、2点目のスクールメールの御質問であるが、まず、『開封済み』のボタンがある・なしの問題であるが、これはスクールメールを送る際に、例えば入力をして

いる教職員が『開封ボタンを付ける』という作業をすると、きちんと開封ボタンが出てきて皆さんに通知をされることになる。そのため、恐らく朝、慌ただしい中でスクールメールを打たれたのではないかと考えているため、もしかすると添付忘れがあったのではないかと心配はしている。私もこの日に各学校長宛にスクールメールを送っているが、開封確認のものは付けて送らせていただいている。

それから、開封確認のないものについて電話連絡をするというのは以前からのルールであるため、スクールメールを送る際には、この開封確認をきちんと付けるように学校長にはきちんと指示をしていきたいと思っている。

以上である。

○原田委員

そうすると、開封のボタンを押さないと開封したかどうかは分からないということか。

○教育総務課長

現在のシステムでは、開封ボタンを押したことによってその方が読んだということはあるようなシステムになっているが、それを付けない場合は、いわゆるメールを送りっぱなしの状態で、その人が見たのかどうかというのは分からない状況となっている。

○原田委員

やはり緊急は緊急のときで、普段のメールよりも緊急のメールのほうが開封ボタンが大事だということになるため、やはりそれは今回の分にもきちんと付けておかねければいけなかったというところになると思った。是非徹底していただきたいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

失礼する。御説明、感謝する。この度の豪雨の対応について、学校はもとより、委

員会も大変迅速に対応していただき、感謝する。

学校現場としては、今まで自然災害については学校判断というところで、非常に難しい状況もあったように思う。今度の豪雨を契機に、こうした判断基準がはっきり示めされ、現場は大変助かっているのではないかと思う。先ほどもあったように、振り返りをしっかりしていただき、より迅速・安全な連絡・指示等がつながるようによりしくお願いしたいと思う。

特にスクールメールの遅延があったということであるが、今、調査中ということを知っているため、是非原因も明らかにしていただき、そして今のホームページと併用することにより、複数の確認・伝達というところをしっかりとやっていただきたいと思っているところである。

まだ警戒レベル3までのところは学校判断というところであるが、発達段階や地域の状況などによって、それぞれ一律というわけにはいかないため、学校長の判断が必要になってくると思う。私は中学校勤務だったため、校区の小学校・幼稚園の状況を踏まえて調整をしながら判断をしていたが、状況によって委員会も学校からいろいろ相談がある機会があると思うため、適切な指示をしていただければと思う。

大変な豪雨だったのだが、物的な被害はあったと思うが、幸い人的な被害がなくて安心している。感謝する。

○教育総務課長

塩川委員様、御意見等をいただき感謝する。御指摘の通り、保護者への伝達手段というのは、今回の振り返りをしてみると、たくさん伝達方法があるに越したことはもちろんないため、今のところスクールメール遅延の理由は調査中であるが、スクールメールだけに頼るのではなく、やはり普段から学校側が皆さんに連絡するときは、「とにかくホームページに載せる」などということを保護者に周知すること、そういったことで、「今日はどうか」と思うときには、まず学校のホームページを見ていただくというようなことを周知していきながら、ほかの伝達手段等も考えていきたいと思う。

先ほど原田委員からもあったのだが、例えば保護者の間での情報共有だとか、そういうところも活用させていただければ、より確実に情報が伝わるのではないかと考えている。

それから、2点目のレベル3で、なかなか学校も判断が難しいだろうというところ。
これは教育委員会でも今回の事例を見まして、なかなか学校長で判断するのも難しい
部分はあろうかと思う。先ほど原田委員の中でもお話をさせていただいたのだが、学
校長が判断すべきところ、教育委員会が判断すべきところ、それを実際に子供が玄関
を開ける瞬間に急に雨が降り出すということも考えられるため、それぞれが皆さんに
頼り切るのではなく、自己で判断できるようなことが必要だと思っている。

いずれにせよ、近いところでこの振り返りをして、学校長と情報共有をしながら適
切な対応ができるような体制をとってまいりたいと考えているため、よろしくお願い
をする。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

先ほどから出ているが、今回、気象庁の警戒の出し方というのも大きく変わった。
なおかつ気象庁の警戒レベル4というのが出るのだが、避難指示を出すのは市町村で
あるため、レベル4の避難指示というのは市町村が出す。そして、レベル4の警戒レ
ベルは気象庁が出すため、その辺りの不慣れということも当然あったため、その認
識をこれからきちんとしっかり持っていくということと、それからいわゆる水害の警
戒と、何回も聞かれたと思うが、土砂災害の警戒というのがあったと思う。水害のほ
うは河川の流域ということがあるため、比較的地域ごとに出るわけであるが、土砂災
害は市内全域という形で出ていたと思う。それだけ市内には土砂崩れの危険性がある
ところがたくさんあるということである。

そういう意味でも、学校でも「どこにそういう危険があるのか」と、河川の話は非
常に意識していると思うのであるが、今回は非常に土砂災害が多かったわけであるが、
学校の周辺でそういうリスクがどこにあるのかと、全域に出るほど市内には土砂災害
のリスクというのは非常に大きいということも改めて認識して、今後の対応を考えて
いくということになるというように思っている。

いずれにしても、梅雨は明けたのだが、台風のシーズンもすぐ来るため、そういっ
た反省点を生かして方針を決めていきたいというように思っている。

それでは、報告第9号は以上とする。

【報告第 10 号 新型コロナウイルスワクチン接種について】

○教育総務課長

議案は 15 ページからとなる。説明については 17 ページをお開きいただきたいと思いますと思う。

御承知の通り、新型コロナワクチン接種については、接種の日に 12 歳以上、こちらが対象者と定められている。市立学校の対象者でいくと、17 ページの 1. 接種対象者のところ、表の形式で記載をさせていただいているが、高等学校でいくと皆美が丘女子高 1 校で、対象児童生徒数が 287 人。これは令和 3 年 5 月 1 日現在の数値となっている。それから、義務教育学校を含む中学校は 17 校で 5,062 名。それから、小学校 6 年の一部になるが、対象学校は 34 人。こちらに掲載をしている 1,749 人については、接種時に 2 月末までに 12 歳になっていない子も含まれているが、そこは御了承いただきたいと思う。合わせて松江市立学校の対象者としては 7,098 人という形になっている。

この対象者の接種方針として、その下の 2. 接種方針に記載をしているが、その下のところに理由を付しているが、学校ごとの集団接種については、行う環境下にはないという判断をしている。

18 ページに教育委員会の方針を記載させていただいている。

1 番目が個別接種ということで、これは普段からかかりつけ医などの、そういった病院を個人で予約するという方法。これを 1 番に考えている。

2 番目として、松江市が準備する集団接種会場での接種ということで、こちらについては中学生・小学生は推奨していないという状況になっている。

3 番目として、これは女子高のみのもので、選択肢の 1 つとして加えさせていただいているが、今回、高等学校団体接種というのがワクチン接種実施本部により設けられており、その機会も選択肢の 1 つとして活用する予定としている。

そのため、例えば学校ごとに体育館などで予防接種を集団とするのではなく、個人個人の御判断で接種の予約をしていただく。女子高については、ワクチン接種実施本部が準備をさせていただいている高等学校団体接種枠というのを選択肢の 1 つとして加えて活用するという方針としている。

19 ページのところに教育委員会と松江市の健康部連名で中学校・小学校、いわゆる

義務教育課程の保護者に宛てたお知らせ文を載せている。真ん中の箱書きのところに書いているが、やはりこういう文書が行政から出ると、「必ず受けないといけないのか」とお思いになられる方もいらっしゃるかもしれない。あくまで強制ではなく、個人の判断であるということを付けさせていただいている。

それから、20 ページのところでは、6 月末現在で接種可能な医療機関というのを情報としては載せているところである。

同じく 21 ページのところには、先ほど説明した高等学校の団体接種についてということで、皆美が丘女子高が保護者にお知らせした文書を付けている。あくまで個人で医療機関、そういったところの接種予約に加えて、新たに選択肢を 1 つ増やすという趣旨で文書を付けさせていただいている。

それから参考資料として、23 ページのところに、国が予防接種に対する留意点等ということで出しているため、こちらを参考までにお付けしている。

教育委員会の考えとしては、ワクチン接種についてはあくまで強制ではなく、個人個人の御家庭で御本人とよく話し合って、希望される方は接種をする、希望されない方は接種しないという考えで方針を出させていただいている。

説明は以上である。

○藤原教育長

何か質問や意見はあるか。

○原田委員

20 ページのお便りの 4 番のところにある『出欠等の扱いについて』というところを詳しくお伺いしたいのであるが、平日の接種ということを考えられてということか。

○学校教育課長

今、原田委員御指摘のように、接種については欠席という扱いではなく、出席停止という扱いもできるということを校長に伝えている。また、遅刻・早退についても、学校長の判断で取り扱うようにという通知を出している。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

このワクチンの副作用についてであるが、20代・30代・40代も2回目の接種で結構出るようであるが、こういった12、13歳とか、それぐらいの子供での副作用というのは、不勉強で申し訳ないが、何か報告などはあるのか。

○学校教育課長

まだ実際にこのような事例が全国で行われていないため、たくさんの資料はないのだが、若い方の接種による発熱のケースが多く見られるという状況は医師のほうから聞いている。ただ、これが必ずしも12歳以上の小中学生で起こるかということは分かりかねるため、その辺りのところは保護者判断というようにお伝えしている。

以上である。

○藤原教育長

よろしいか。よく分からないということだと思う。

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

いずれにしても、教育委員会としても新たに得たデータは積極的に保護者の皆さんにお知らせしていきたいと思う。先ほど来よりあるが、最終的には親御さん、もしくは本人の判断ということになると思っているため、必要な判断資料があればお届けできればというように思っている。

それでは、報告第10号については以上とする。

続いて、議事については、会議の冒頭で決定いただいたように非公開とするため、後ほど非公開の委員会で審議を行っていただきたいと思います。

6 次回教育委員会会議の予定

【令和3年度第6回教育委員会会議】

日時：9月1日（水）10：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

………特になし………

それでは、以上で令和3年度第5回教育委員会会議を一旦終了させていただきたいと思う。引き続き委員会を非公開の委員会に切り替え審議を行っていく。関係者以外の皆様は御退席をお願いします。